

「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」関連資料集

目次

○独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成18年11月27日政委第23号）	1
○独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案（平成18年12月5日内閣府）	6
○独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月25日閣議決定）（抜粋）	8
○独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について（平成21年9月29日閣議決定）	19
○独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）	21
○独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）	23
○今回の事業仕分けについて（平成22年3月11日行政刷新会議（第6回）提出資料）	26
○事業仕分け（前半）の対象となる事業（平成22年4月20日行政刷新会議（第8回）提出資料）	27
○独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて（平成22年5月6日総務省行政管理局）	34
○事業仕分け第2弾（前半）の評価結果に基づく事業の横断的見直しについて（平成22年5月18日行政刷新会議（第9回）提出資料）	35
○平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実施に関する評価の結果等についての意見	39
○平成20年度業務実績に対する評価委員会の指摘事項への対応状況	54

政 委 第 23 号

平成 18 年 11 月 27 日

内 閣 総 理 大 臣

安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）等に基づき、平成 18 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成 20 年度末までに中期目標期間が終了する法人で融資等業務を行う独立行政法人等計 23 法人について勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。当委員会においては、貴府所管の独立行政法人（独立行政法人北方領土問題対策協会）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかすとともに、予算編成過程における財政当局からの指摘、官民競争入札等監理委員会における市場化テストに関する議論等を十分に踏まえた見直し内容としていただくようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮される

ために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」（平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北方領土問題対策協会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 貸付業務の見直し

北方領土問題対策協会が実施する貸付業務については、効率的な運営を確保する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 貸付金については、貸付実績が著しく乏しい資金及び他の貸付制度での代替が可能な資金は貸付対象から除外することを視野に入れて、法人資金貸付を停止するとともに、住宅新築資金貸付の在り方について次期中期目標期間内に検討を行う。
- ② 融資条件については、リスク管理債権比率の一層の低減化を図るため、生活資金貸付、更生資金貸付、修学資金貸付及び住宅改良資金貸付について、その厳格化のための措置を講ずる。

なお、貸付原資である市中金融機関からの長期借入金の残高が増加していること及び市場金利が今後上昇傾向に転化することもあり得るとされていることから、貸付業務の実施に当たっての国の財政負担（長期借入金の利払いに対する補助金等）の増加を可能な限り抑制するよう、貸付業務の実施方法について検討を行うものとする。

第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

北方領土問題等の早期解決のためには国民の理解が不可欠であり、それに必要な国民世論の啓発業務、調査研究等を効率的かつ効果的に継続していく観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北方領土問題対策協会

が担う任務・役割との関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を可能な限り具体的かつ定量的に把握する指標を設定した上で実施し、事後において実施効果を検証して、その在り方について積極的かつ柔軟に見直しを行う。これにより、社会経済状況の変化等により実施効果が低下した事業については、改廃を行い、より効果的な事業への転換を図る。

- ② 調査研究の成果については、北方領土問題に関する施策の効果的な推進に寄与するよう、一層の活用を図る。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

北方領土問題対策協会が、北方領土問題等の解決促進のため、国民世論の結集及び国民運動の展開等に資する業務を実施していることにかんがみると、その組織及び業務運営について国民の理解と共感を得ることが不可欠であり、そのための組織の効率化、業務の合理化等の努力を一層推進する観点から、コスト削減を徹底するよう組織及び業務運営の見直しを行うこととし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中期計画予算における役職員人件費の各勘定への計上については、コスト管理を一層徹底する観点から、各勘定への配分方法の改善等を図る。
- ② 退職者の不補充といった措置等も検討し、引き続き、組織のスリム化に努める。
- ③ 札幌事務所の移転による事務所賃借料の縮減を始めとする措置により、一般管理費の縮減を図る。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における北方領土問題対策協会の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、北方領土問題対策協会が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、北方領土問題対策協会の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。

3 随意契約の見直し

業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

北方領土問題対策協会の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。

独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案

平成 18 年 12 月 5 日
内 閣 府

「勧告の方向性」を踏まえて、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「北対協」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、次期中期目標期間（平成20年度から24年度）に向けて、以下の見直しを行うこととする。

第1 貸付業務の見直し

法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止する。

住宅新築資金については、主務官庁が、次期中期目標期間中に廃止も含めそのあり方について関係者からの意見を聴取した上で、その方針を決定する。北対協においては、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずることとする。

生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、債権回収を強化するとともに、貸付条件の厳格化を図る措置を平成19年度当初から実施する。

主務官庁においては、現在の社会経済情勢に照らして今後も必要性が高いと思われる貸付資金に重点化を図るため、全ての貸付資金について必要性等の再検証を実施する。また、国の財政負担の抑制を図る観点から、貸付残高の増加の抑制を図ること等により、国からの利子補給金抑制策について検討を行う。

第2 国民世論の啓発業務、調査研究等の見直し

国民世論の啓発業務、調査研究等については、その目的及び北対協が担う任務・役割との関係を明確にするとともに、当該事業により得ようとする効果を出る限り具体的かつ定量的に把握する指標をたてた上で実施し、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図ることとする。

また、調査研究業務については、他の多くの研究機関や大学等でも容易に可能な業務についてはその在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点により重視しつつ、その活用方法について検討することとする。

第3 効率的かつ効果的な法人運営

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度までの5年間において5%以上の人員削減を行わなければならないところ、北対協においては平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在19名の常勤職員を17名に削減する。

一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を平成19年度中に行い、業務の在り方を見直した上で、各業務分担を再度見直す。

主たる事務所（東京本部）は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行うこととする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

次期中期目標等においては北方領土問題対策協会が担う役割を明確にするとともに、重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。また、その際には可能な限り具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、引き続き、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

北対協の現在の財務状況や事業の特性を踏まえ、一般管理費や事業費についても次期中期目標等においてはその定量的削減目標を明記することとする。その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、削減の着実な実施に取り組むとともに、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進めるものとする。

現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

北対協が保有する北方領土返還運動のための啓発施設についてさらなる有効活用が図られるよう検討する。